

# 子ども会助成金について

## ☆目的

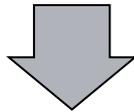
子ども達の自主的な活動や共同で行う活動を通して、自主性・連帯性・協調性や責任を持って行動する態度を養い、もって子ども会活動の活性化と子ども達の健全育成を図る。

校区、もしくは単位子ども会の子子ども達が集まり一緒に活動することで交流を深める行事に対し、助成される。

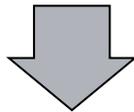
1 会計年度の助成額は、「校区助成金」は、一律 35,000 円とし、「単子助成金」は、【安全会に加入している幼児・小学生の人数】×100 円を上限として、助成される。

## ☆申請してから実績報告まで

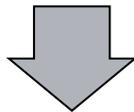
行事計画がたった段階で役場に交付申請書(様式1)と実施計画書(様式2)を三木町役場生涯学習課(三木町子ども会事務局)へ提出する。



申請について、事務局にて審査を行い、提出から10日後くらいに助成金が交付される。



行事を実施(内容が分かるよう写真を撮っておく。領収書等も全て保管。)



行事終了後、2週間以内の実績報告書(様式3・4)を役場に提出する。  
(領収書・レシート、活動状況写真を添付) ←必須です!

## ※注意事項

- ①講師謝金に当てる場合は、講師の氏名も明記する。
- ②材料費などに使う場合は「材料代〇万円」といった漠然とした計画ではなく、購入する材料や単価も明記する。
- ③領収書は金額だけではなく購入品名がわかるようにレシート等も添付する。